警備官（社会人）	（略）	二　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の者（前号イに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）
気象大学校学生採用試験	（略）	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して二年を経過していない者及び試験年度の三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
海上保安官採用試験	試験年度の四月一日における年齢が三十歳未満の者で次に掲げるもの イ　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者	（略）
海上保安学校学生採用試験	全ての区分試験	（略）

	（略）	に短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
気象大学校学生採用試験	（略）	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して二年を経過していない者及び試験年度の三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
海上保安学校学生採用試験	全ての区分試験	（略）

	（略）	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して十二年（採用試験が同一年度に二回行われる場合における初回の採用試験については、十三年）を経過していない者及び試験年度の三月（採用試験が同一年度に二回行われる場合における初回の採用試験については、九月）までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ロ　（略）
気象大学校学生採用試験	（略）	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して五年（採用試験が同一年度に二回行われる場合における初回の採用試験については、六年）を経過していない者及び試験年度の三月（採用試験が同一年度に二回行われる場合における初回の採用試験については、九月）までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ロ　（略）
海上保安学校学生採用試験	全ての区分試験	（略）

附　則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。